

京都市消防局訓令乙第4号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

京都市消防局長 山内 博貴

別表第1中「本部救助隊員として」を「南部本部救助隊員として」に、「救助隊員として」を「北部本部救助隊員又は救助隊員として」に、同表災害現場服の項中「特別高度助隊服装」を「特別高度救助隊服装」に改める。

別表第2帽の項中

「

制帽	男性用	合冬帽	○		○						
		夏帽		○		○					
	女性用	○	○	○	○						

を

」

「

制帽	男性用	○	○	○	○						
	女性用	○	○	○	○						

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、制帽に係る改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)